

平成23年11月14日
資 料 提 供

近畿中国森林管理局
担 当：計画課 竹井、高井
連絡先：大阪市北区天満橋1丁目8番75号
IP電話： 050-3160-6733・6740

国有林の地域別の森林計画(案)及び変更(案)の公告・縦覧 についてのお知らせ

近畿中国森林管理局では、石川県の加賀森林計画区ほか7計画区において、森林法第7条の2第1項の規定に基づき、平成24年4月1日から10年間の国有林の森林整備に関する基本的事項を示す「国有林の地域別の森林計画」の案を作成しました。

また、全国森林計画の変更に伴う計画事項の変更や、地域の実情に基づいた立木の伐採及び林道の開設又は拡張計画の変更があった石川県の能登森林計画区ほか31計画区において、同条の2第3項の規定に基づき、計画の一部変更案を作成しました。

これらの計画について、広く国民の皆様からのご意見を反映させるため、下記により計画案の公告・縦覧を行いますので、お知らせします。

記

1 平成23年度 国有林の地域別の森林計画(案)及び変更計画(案)
別添概要のとおり。

2 縦覧期間及び時間
平成23年11月15日(火)～平成23年12月14日(水)までの
午前9時から午後5時まで（ただし、土、日、祝日は除く）

3 縦覧場所
別表のとおり。

4 意見書について
計画(案)に対して、ご意見のある方は、理由を付した文書にて意見を提出できます。

(1) 意見のあて先

ア 郵送の場合

〒530-0042 大阪市北区天満橋1丁目8番75号
近畿中国森林管理局長（計画課扱い）あて

イ ファクシミリの場合

F A X 06-6881-3476

近畿中国森林管理局長（計画課扱い）あて

ウ 電子メールの場合

E-mail kc_keikaku@rinya.maff.go.jp

(2) 意見の締め切り

縦覧期間が終わる平成23年12月14日までに必着とします。

(3) 意見書の記載要領

ア 意見のある計画名

イ 意見提出者の住所、氏名、性別、年齢、職業

（法人その他の団体は、その名称、主たる事務所の所在地）

ウ 記載は日本語に限ります。

(4) 意見書の取扱い

いただいたご意見は、計画の樹立・変更時に参考とさせていただきます。

また、計画の公表と合わせて意見の要旨及び処理結果を公表いたします。

なお、ご意見をいただいた方の氏名等は一切公表いたしません。

5 その他

詳しくは、近畿中国森林管理局計画課(竹井、高井)まで、お問い合わせ下さい。

(IP電話：050-3160-6733・6740)

別紙

国有林の地域別の森林計画(案)(経常樹立)縦覧場所

府 県	森林計画区	縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地等
石 川	加 賀	石川森林管理署	〒920-1155 石川県金沢市田上本町71街区1番 電話(代表) 050-3160-6100
三 重	伊 賀	三重森林管理署	〒519-0116 三重県亀山市本町1-7-13 電話(代表) 050-3160-6110
兵 庫	加 古 川	兵庫森林管理署	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1 電話(代表) 050-3160-6170
和歌山	紀 北	和歌山森林管理署	〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1 電話(代表) 050-3160-6120
鳥 取	千 代 川	鳥取森林管理署	〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2-325 電話(代表) 050-3160-6125
島 根	隠 岐	島根森林管理署	〒690-0873 島根県松江市内中原町207 電話(代表) 050-3160-6130
広 島	瀬 戸 内	広島森林管理署	〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3-2-51 電話(代表) 050-3160-6145
山 口	岩 徳	山口森林管理事務所	〒753-0094 山口県山口市野田35-1 電話(代表) 050-3160-6155
上記森林計画区全て		近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75 電話(直) 050-3160-6733 6740

国有林の地域別の森林計画(案) (変更計画) 縦覧場所 (N01)

府 県	森林計画区	縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地等
石 川	能 登	石川森林管理署	〒920-1155 石川県金沢市田上本町71街区1番 電話(代表) 050-3160-6100
福 井	越 前	福井森林管理署	〒910-0005 福井県福井市大手2-11-15 電話(代表) 050-3160-6105
	若 狭		
三 重	北 伊 勢	三重森林管理署	〒519-0116 三重県亀山市本町1-7-13 電話(代表) 050-3160-6110
	尾 鷲 熊 野		
	南 伊 勢		
滋 賀	湖 南	滋賀森林管理署	〒520-2134 滋賀県大津市瀬田3-40-18 電話(代表) 050-3160-6115
	湖 北		
京 都	由 良 川	京都大阪 森林管理事務所	〒602-8054 京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子 風呂町 102京都農林水産総合庁舎 電話(代) 075-414-9822
	大 阪		
	淀 川 上 流		
兵 庫	揖 保 川	兵庫森林管理署	〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿100-1 電話(代表) 050-3160-6170
	円 山 川		
奈 良	北山十津川	奈良森林管理事務所	〒630-8035 奈良県奈良市赤膚町1143-20 電話(代表) 050-3160-6150
	吉 野		
	大和木津川		
和歌山	紀 中	和歌山森林管理署	〒646-0011 和歌山県田辺市新庄町2345-1 電話(代表) 050-3160-6120
	紀 南		

府 県	森林計画区	縦 覧 場 所	縦覧場所の所在地等
鳥 取	天 神 川	鳥取森林管理署	〒680-0011 鳥取県鳥取市東町2-325 電話(代表) 050-3160-6125
	日 野 川		
島 根	高 津 川	島根森林管理署	〒690-0873 島根県松江市内中原町207 電話(代表) 050-3160-6130
	江の川下流		
	斐 伊 川		
岡 山	吉 井 川	岡山森林管理署	〒708-0006 岡山県津山市小田中228-1 電話(代表) 050-3160-6135
	旭 川		
	高梁川下流		
広 島	高梁川上流	広島北部森林管理署	〒728-0012 広島県三次市十日市中2-5-19 電話(代表) 050-3160-1000
	江の川上流		
	太 田 川	広島森林管理署	〒730-0822 広島県広島市中区吉島東3-2-51 電話(代表) 050-3160-6145
山 口	山 口	山口森林管理事務所	〒753-0094 山口県山口市野田35-1 電話(代表) 050-3160-6155
	豊 田		
	萩		
上記森林計画区全て		近畿中国森林管理局	〒530-0042 大阪市北区天満橋1-8-75 電話(直) 050-3160-6733 6740

平成23年度樹立 国有林の地域別の森林計画(案)の概要

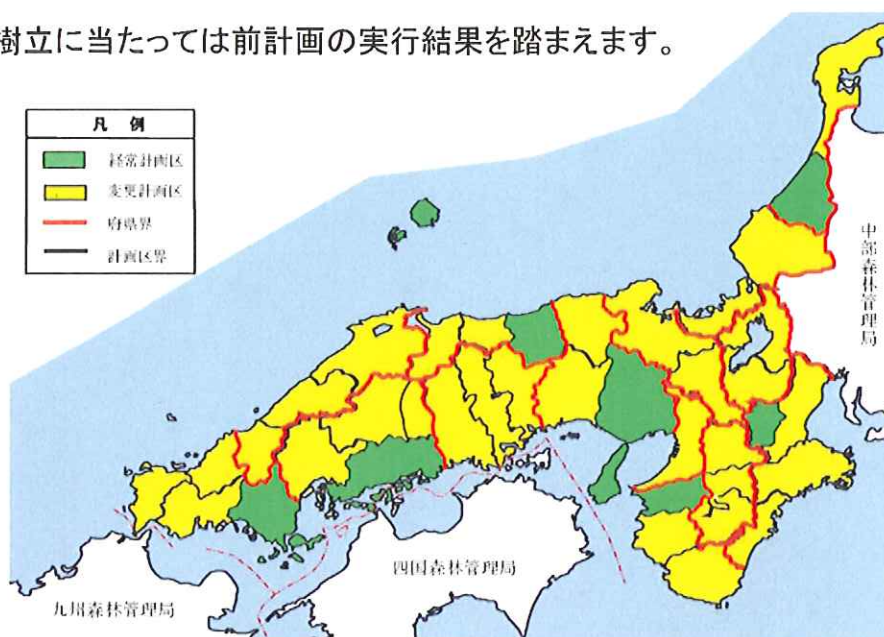
近畿中国森林管理局

I 対象となる森林計画区

近畿中国森林管理局では、管内の40森林計画区について、「国有林の地域別の森林計画」を樹立しています。

平成23年度は、全国森林計画の変更に伴い、一斉変更を行います。そのうち8森林計画区については、経常樹立として平成24年4月1日からの10年間の計画を樹立します。

なお、樹立に当たっては前計画の実行結果を踏まえます。



○経常樹立する森林計画区:上図緑色

加賀(石川県)、伊賀(三重県)、紀北(和歌山県)、加古川(兵庫県)、千代川(鳥取県)、隠岐(島根県)、瀬戸内(広島県)、岩徳(山口県)

○変更する森林計画区:上図黄色

能登(石川県)、若狭、越前(福井県)、湖南、湖北(滋賀県)、淀川上流、由良川(京都府)、大阪(大阪府)、大和・木津川、吉野、北山・十津川(奈良県)、尾鷲熊野、南伊勢、北伊勢(三重県)、紀南、紀中(和歌山県)、揖保川、円山川(兵庫県)、日野川、天神川(鳥取県)、江の川下流、斐伊川、高津川(島根県)、旭川、高梁川下流、吉井川(岡山県)、高梁川上流、江の川上流、太田川(広島県)、山口、萩、豊田(山口県)

「国有林の地域別の森林計画」とは・・・

森林管理局長が、全国森林計画に即して、森林計画区毎に、国有林野及び公有林野等官行造林地の森林の整備及び保全に関する基本的な事項について、5年毎にたてる10年間の計画です。

具体的には、次のような項目について計画をたてます。

- 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 森林の整備に関する事項(伐採、造林、間伐、保育、公益的機能別施業森林の整備、林道等の開設等)
- 森林の保全に関する事項(土地の保全、保安施設、森林の保護等)
- 計画量(伐採立木材積、間伐・造林面積、林道開設・拡張の延長、保安林の指定・整備面積、治山事業量)

Ⅱ 森林計画の一斉変更について

全国森林計画(平成23年7月変更)に即し、構成及び内容を変更します。
主な変更点は、次のとおりです。

I 計画の大綱

- 1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的考え方

・PDCAに資するため
新たに記載

Ⅱ 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
 - 伐採、造林、間伐及び保育に関する各事項
 - 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
 - 林道等の開設等に関する事項
 - 森林施業の合理化に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
 - 森林の土地の保全、保安施設に関する各事項
 - 森林の保護に関する事項
- 第5 計画量等
- 第6 その他必要な事項

・機能類型の3区分を廃し、
森林の有する多面的な機能の
うち7つについて記述
(※具体的には、次頁参照)

・伐採、造林、間伐及び保育についてこの項目
に整理

・3機能類型による表記を廃し、森林の有する
多面的な機能の維持増進を図るための施業方法
等について記述

・新たな路網の考え方(林道、林業専用道、森
林作業道)、現況、路網水準について記述

・「その他必要な項目」の中で記載していたも
のを、新たに項目化

・各項目の別表に記載して
いたものを、整理して記載
・前半5カ年の計画量を新
たに記載

Ⅲ 計画の概要

1 森林の整備及び保全の基本的な事項

森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針は、次のとおりです。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林 ・下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本。伐採に伴って発生する裸地を縮小・分散 ・ダム等の上流部において、保安林の指定やその適切な管理を推進
山地災害防止機能/ 土壌保全機能	山腹崩壊、津波等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林 ・林床の裸地化の縮小・回避を図る施業を推進 ・保安林の指定やその適切な管理を推進。谷止や土留等の施設の設置
快適環境形成機能	風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林 ・風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持 ・快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進
保健・ レクリエーション機能	観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林 ・立地条件や国民のニーズ等に応じた多様な森林整備を推進 ・保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進
文化機能	史跡・名勝等の所在する森林やこれらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林 ・美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進 ・風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進
生物多様性保全機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与 とりわけ、原生的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林は、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全
木材等生産機能	効率的な森林施業が可能な森林 ・木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための造林、保育及び間伐等を推進

2 森林の整備に関する事項

○森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項

主伐

- 伐採跡地が連続することがないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保します。
- 伐採対象とする立木は、標準伐期齢以上を目安に選定します。
- 伐採後の更新が天然更新による場合は、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮します。
- 林地の保全、寒風害等の被害防止、生物多様性保全等のため必要がある場合は、保護樹帯を設置します。
- 主伐量を計画します。

【皆伐】

- 適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域の分散に配慮します。

【択伐】

- 一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率で実施します。

間伐

- 適度な下層植生を有する適正な林分構造が維持されるよう、適切な伐採率により繰り返し実施します。
- 特に、高齢級の森林における間伐に当たっては、立木の成長力に留意します。
- 間伐量を計画します。



造林

- 更新すべき期間内に造林を実施します。
- 伐採後に適確な更新が図られていない伐採跡地については、それぞれの森林の状況に応じた方法により早急に更新します。
- 造林量を計画します。

【人工造林】

- 植栽によらなければ的確な更新が困難な森林等で実施します。
- 適地適木を旨とし、郷土樹種も考慮に入れて、自然的条件に適合した樹種を選定します。
- 伐採終了後おおむね2年以内に、現地の状況に応じた本数の苗木を植栽します。

【天然更新】

- 自然的条件等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において実施します。
- それぞれの森林の状況に応じて、地表処理等の天然更新補助作業を実施します。
- ぼう芽更新による場合は、必要に応じ、芽かき又は植込みを実施します。

保育

【下刈り】

- 適切な時期に、適切な作業方法で実施します。
- 実施時期は目的樹種の生育状況等により判断します。

【除伐】

- 目的外樹種であっても、その生育状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは保残し育成します。

○公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

◇水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、全ての国有林野において定めます。

ここでは、伐期の間隔を拡大する(伐期の延長、長伐期化)とともに伐採面積の縮小・分散化を図ることを基本とし、複層林施業(択伐、択伐以外)も実施します。

◇土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域は、それぞれの機能の維持増進を図ることを念頭に、できるだけまとまりをもたせて定めます。

ここでは、原則として択伐による複層林施業を実施します。

※公益的機能別施業森林の区域は、重複することがあります。

○林道等路網の開設その他林産物の搬出に関する事項

◇林道等路網の開設は、一般車両の走行を想定する「林道」、主として森林施業用の車両の走行を想定する「林業専用道」、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定する「森林作業道」からなる路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとします。

◇基幹路網の現況、路網密度の水準を提示します。



○森林施業の合理化に関する事項

◇林業に従事する者の養成及び確保のため、事業量の確保、研修フィールドの提供、社会保険等への加入促進などに努めます。

◇作業システムの高度化を図るため、低コスト作業システムの普及・定着の推進とそのための路網の重点化を図ります。

◇林産物の利用促進のため、民有林と一体となった、木材生産・流通の合理化、国産材の安定的供給体制の整備への取り組みを推進します。



3 森林の保全に関する事項

○森林の土地の保全に関する事項

- ◇ 土地の形質の変更に当たっては、森林の適正な保全と利用との調整等を図ります。
- ◇ 土石の切取り、盛土等を行う場合には、自然的条件、地域の土地利用等を総合的に勘案し、実施地区の選定等を適切に実施します。



○保安施設に関する事項

- ◇ 保安林の配備を計画的に推進します。
なお、保安林として管理すべき面積(計画期末の保安林面積)を提示します。
- ◇ 治山事業については、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象に、保安林の整備及び治山施設の整備を推進します。
また、治山事業の計画量を提示します。



○森林の保護等に関する事項

- ◇ 病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めます。
- ◇ 野生鳥獣による森林被害対策のため、捕獲や防護柵の設置等広域的な防除活動等を推進します。
- ◇ 山火事等の森林被害を未然防止するための森林巡視の実施等に努めます。



Ⅳ 經常の対象計画区の概要と計画量

○計画区の概要

○森林計画区の面積

単位: 百ha

森林計画区	総面積	国有林野、官行造林地別	
		国有林野	官行造林地
加 賀	339	339	0
伊 賀	14	13	1
紀 北	29	28	1
加古川	61	50	11
千代川	161	153	8
隠 岐	2	—	2
瀬戸内	147	145	2
岩 徳	36	24	11
計	789	752	37

注: 計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと合致しない場合がある。



○公益的機能別施業森林の面積

公益的機能別施業森林の面積 単位: 百ha

森林計画区	公益的機能別施業森林の面積			
	水源涵養機能	山地災害防止／ 土壌保全機能	快適環境 形成機能	保健・文化機能
加 賀	339	166	0	188
伊 賀	13	8	—	0
紀 北	28	3	—	6
加古川	50	25	5	15
千代川	153	11	0	29
隠 岐	—	—	—	—
瀬戸内	145	55	—	22
岩 徳	24	2	0	16
計	752	270	6	28

注: 計は、端数の関係で計画区毎の数値を合計したものと合致しない場合がある。

○計画量

○伐採量

森林計画区	伐 採 立 木 材 積 (千m ³)					
	主 伐		間 伐		合 計	
		前半5ヵ年		前半5ヵ年		前半5ヵ年
加 賀	3	2	43	33	46	35
伊 賀	19	1	19	5	38	6
紀 北	82	47	82	47	164	94
加 古 川	132	103	66	19	198	122
千 代 川	112	28	357	178	469	206
隠 岐	25	0	1	—	26	0
瀬 戸 内	130	72	279	146	409	218
岩 徳	109	54	55	47	164	101
計	612	307	902	475	1,514	782

・間伐や複層林施業等により、広葉樹の導入を図ります。



○造林・林道・治山事業

森林計画区	造林面積 (ha)				林道等 (km)				治山事業	
	人工造林		天然更新		開 設		拡 張		地区数	
		前 半 5 カ年		前 半 5 カ年		前 半 5 カ年		前 半 5 カ年		前 半 5 カ年
加 賀	—	—	—	—	—	—	—	—	17	17
伊 賀	7	—	272	—	—	—	0	0	—	—
紀 北	171	73	—	—	0	0	—	—	—	—
加 古 川	84	31	565	—	2	2	—	—	—	—
千 代 川	355	22	573	—	11	11	—	—	22	15
隠 岐	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
瀬 戸 内	261	139	632	0	21	11	—	—	28	8
岩 徳	32	—	142	35	—	—	—	—	9	4
計	910	265	2,184	35	34	24	0	0	76	44

・伐採跡地には、原則として2年以内に植林します。



紀北:高野山国有林

・国民の安全・安心の確保を図るため、荒廃地等を対象として、治山事業を行います。



紀北:高野山国有林

V 変更計画の概要について

1 合併による市町村別面積の変更

平成22年1月16日の市町村合併により、島根県斐川町が出雲市に編入されたため、斐川町にあった官行造林の91.12haが出雲市に加わりました。

2 伐採計画の変更

地球温暖化防止森林吸収源対策のため、湖南森林計画区の間伐の伐採計画量を、2万5千m³増やします。

3 林道等の開設・拡張に係る計画の変更

森林の整備を進めるため、34路線の林業専用道の開設、と10路線の林道の拡張の計画を追加します。なお、3計画区で開設計画の見直しにより6路線の開設計画を取りやめます。

森林計画区	開設・拡張別	路線数	延長	森林計画区	開設・拡張別	路線数	延長
越前	開設	2	6.76km	高梁川下流	拡張	1	0.03km
〃	拡張	2	0.04km	旭川	開設	(-3)	-2.10km
若狭	開設	2	3.05km	〃	拡張	1	1.07km
〃	拡張	5	0.22km	吉井川	開設	1	2.30km
淀川上流	開設	3	6.00km	〃	拡張	1	0.05km
揖保川	開設	1	2.00km	高梁川上流	開設	1	2.80km
紀中	開設	2	1.90km	江の川上流	開設	(-2)	-2.99km
紀南	開設	(-1)3	5.10km	太田川	開設	4	3.10km
高梁川下流	開設	5	13.04km	山口	開設	10	19.51km

注：路線数欄の()は、現計画の路線で行うもので外書。江の川上流の延長がプラスなのは、既設路線の延長を伸ばすためである。

※「国有林と関係のある民有林林道の開設計画」については、附属参考資料に掲載することとしました。

4 治山事業計画の変更

保安林の整備のため、江の川上流森林計画区の本数調整伐を、2箇所73ha増やしました。

(参考1)

現計画と新計画との森林面積の対比(経常樹立)

計画の対象とする森林の区域

単位:ha

森林計画区	総面積	国有林、官行造林別		増減理由
		国有林野	官行造林地	
加 賀	33,914	33,895	19	国有林野の売払、官行造林地の返地による減
	33,906	33,888	18	
伊 賀	1,375	1,276	99	貸付地の森林編入による国有林野の増、官行造林地の返地による減
	1,353	1,279	74	
紀 北	2,934	2,838	96	森林外から対象森林への見直しによる国有林野の増
	2,935	2,838	96	
加 古 川	6,149	4,984	1,165	廃棄見込地からの森林編入による国有林野の増、官行造林地の返地による減
	6,105	4,985	1,120	
千 代 川	16,219	15,268	951	官行造林地の返地による減
	16,074	15,268	806	
隠 岐	231	—	231	
	231	—	231	
瀬 戸 内	14,735	14,521	215	国有林野の売払による減
	14,728	14,513	215	
岩 徳	3,617	2,440	1,177	貸付地の森林編入による国有林野の増
	3,621	2,443	1,177	
計	79,174	75,222	3,953	
	78,951	75,214	3,737	
[差引]	-223	-8	-216	

注1:上段は、現行計画、下段は、新計画。また、赤字は、増減のあったもの。

注2:計は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

(参考2)

現計画と新計画との計画量の対比(経常樹立)

1 伐採立木材積

単位：千m³

森林計画区	主伐		間伐		合計	
	現行計画	新計画	現行計画	新計画	現行計画	新計画
加 賀	24	3	71	43	95	46
伊 賀	18	19	12	19	30	38
紀 北	102	82	110	82	212	164
加 古 川	178	132	57	66	235	198
千 代 川	385	112	261	357	646	469
隠 岐	24	25	1	1	25	26
瀬 戸 内	169	130	238	279	407	409
岩 徳	139	109	29	55	168	164
計	1,039	612	779	902	1,818	1,514

2 造林面積

単位：h a

森林計画区	人工造林		天然更新	
	現行計画	新計画	現行計画	新計画
加 賀	18	—	61	—
伊 賀	5	7	4	272
紀 北	269	171	5	—
加 古 川	32	84	86	565
千 代 川	1,149	355	223	573
隠 岐	—	—	—	—
瀬 戸 内	432	261	38	632
岩 徳	52	32	35	142
計	1,957	910	452	2,184

3 林道等新設及び治山事業

森林計画区	林道等新設(km)		治山事業(施工地区数)	
	現行計画	新計画	現行計画	新計画
加 賀	(1) 3.13	—	14	17
伊 賀	—	—	—	—
紀 北	(4) 2.10	(1) 0.42	38	—
加 古 川	(1) 0.70	(1) 2.30	21	—
千 代 川	(9) 13.50	(3) 11.10	18	22
隠 岐	—	—	—	—
瀬 戸 内	(17) 27.10	(11) 21.10	25	28
岩 徳	—	—	5	9
計	(32) 46.53	(16) 34.82	121	76

(参考3)

現計画と新計画との対比(変更計画)

1 合併による市町村別面積の変更

計画の対象とする森林の区域

単位: ha

森林計画区	新市町村名	旧市町村名	総数	国有林野	官 行造林地
斐 伊 川	現計画 (合併前)	出雲市	924.37	257.56	666.81
		斐川町	91.12	—	91.12
	新計画 (合併後)	出雲市	1,015.49	257.56	757.93

2 伐採計画の変更

伐採立木材積

単位: km

森林計画区	現・新別	総数	主伐	間伐
湖 南	現計画	96	56	40
	新計画	121	56	65

3 林道の開設・拡張に係る計画の変更

(1) 新設

単位: km

森林計画区	現計画	新計画	森林計画区	現計画	新計画
越 前	(1) 1.02	(3) 7.78	旭 川	(8) 7.20	(5) 5.10
若 狭	—	(2) 3.05	吉 井 川	(12) 21.00	(13) 23.30
淀川上流	(1) 3.50	(4) 9.50	高梁川上流	(2) 3.25	(3) 6.05
揖 保 川	(12) 14.90	(13) 18.20	江の川上流	(11) 11.63	(9) 14.62
紀 中	(4) 4.07	(6) 5.97	太 田 川	(1) 0.60	(5) 3.70
紀 南	(10) 8.00	(12) 13.10	山 口	—	(2) 2.34
高梁川下流	(10) 10.02	(15) 23.06			

(2) 拡張

単位: km

森林計画区	現計画	新計画	森林計画区	現計画	新計画
越 前	(2) 0.06	(4) 0.10	吉 井 川	(7) 21.10	(8) 2.16
若 狭	(1) 0.50	(6) 0.72	旭 川	(13) 2.34	(14) 3.41
高梁川下流	(3) 3.91	(4) 3.94			

注: 上表の(1)(2)ともに ()は路線数

4 治山事業計画の変更

森林計画区	市町村	現計画	新計画
江の川上流	三次市	(1地区) 溪間工	(3地区) 溪間工、本数調整伐